

砂川市結婚新生活支援事業

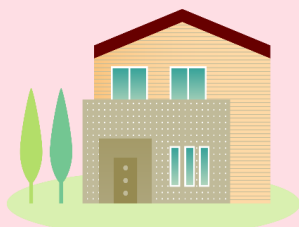
砂川市内で新たに結婚生活を始めるための費用を一部助成します！



対象世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻した夫婦ともに39歳以下の新婚世帯で、『裏面の要件』をすべて満たす方が対象です。

対象経費



① 住宅購入費



② 賃貸住宅にかかる賃借料
その他敷金、礼金、共益費、仲介手数料



③ 住宅リフォーム費



④ 引越費用

補助金額

1世帯あたり、下記の上限額を補助します。

夫婦共に29歳以下の世帯

最大60万円を補助

夫婦の一方または両方が30～39歳の世帯

最大30万円を補助

※交付決定額が補助上限額に達しなかった世帯については、次年度にその差額を補助できる場合があります。

申請期限

令和9年3月31日まで

申請・問い合わせ先
砂川市保健福祉部子育て支援課子育て支援係
Tel 0125-74-8369

■どんな世帯が対象になるの？

世帯要件	
(1) 婚姻日と年齢	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること
(2) 住民登録	令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に、夫婦共に住居費及び住宅リフォーム費の対象となる住宅に居住し、市が備える住民基本台帳に登録されていること
(3) 所得	前年(1月から5月までの申請にあっては前々年)の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満であること ※貸与型奨学金を返済している場合は、所得金額から奨学金の年間返還額を控除
(4) 過去の申請歴	過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたことがないこと (継続補助申請の場合を除く)
(5) 講座の受講	夫婦共に以下のいずれかの講座の受講等を行うこと ●ライフデザイン講座 ●プレコンセプションケアに関する講座 ●共家事・子育て講座 ●医療機関等への妊娠・出産に関する相談 ※講座の受講方法等については、窓口または電話等でご確認ください。
(6) その他	・申請日時点において、夫婦共に納期限が到来している市税、使用料等の滞納がないこと ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

■どんな経費が対象になるの？

対象経費 (令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に支払ったもの)	
(1) 住居費	婚姻を機に市内で新たに住宅を購入する、または賃貸する契約に関する費用で、住宅に係る購入費、賃借料、礼金(保証金等これに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料 ※賃借料、共益費は3か月分が上限となります ※賃借料については、婚姻前から入居している場合も補助対象となります ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当相当額を除きます
(2) 住宅リフォーム費	婚姻を機に市内で住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用
(3) 引越費用	婚姻に伴う転入または市内での転居に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った実費

■どんな経費が対象になるの？

申請書に添付する必要書類	
(1) 提出が必須のもの	・対象経費が確認できる資料(契約書および領収書の写し) (例)住宅の売買契約書および領収書の写し(住居費における住宅の購入の場合) (例)住宅の賃貸借契約書および領収書の写し(住居費における住宅の賃借の場合) (例)引越に係る領収書の写し(引越費用の場合)
(2) 該当する場合に提出するもの	・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本(市内で確認できない方) ・所得証明書(市外からの転入により所得の確認ができない方) ・住宅手当支給証明書(住居費における住宅の賃借の場合) ・貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合) ・そのほか、市長が必要と認める書類

申請にかかる各種様式はこちらからダウンロードできます➡

